

三次市教育委員会議案第13号

三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案を次のように提出する。

令和元年6月21日

三次市教育委員会教育長 松村智由

三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則（案）

三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（平成16年三次市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

様式第14号の2第1項中

「

体	育						
特別の教科	道徳						

」を

「

体	育						
特別の教科	道徳						

」に、

「

- 1 各教科・特別活動・総合的な学習の時間・外国語活動・計の欄には、

年間授業時数を記入すること。

」を

「

- 1 各教科・特別の教科 道徳・特別活動・総合的な学習の時間・外国語活動・計の欄には、年間授業時数を記入すること。

」に

改め、同様式第2項中

「

体	育						
特別の教科道徳							

」を

「

外	国	語					
特別の教科道徳							

」に、

「

- 1 各教科・特別活動・総合的な学習の時間・計の欄には、年間授業時数を記入すること。

」を

「

- 1 各教科・特別の教科 道徳・特別活動・総合的な学習の時間・計の欄には、年間授業時数を記入すること。

」に

改める。

様式第14号の3第3項から第6項までの規定中

「

道	徳
---	---

」を

「

特別の教科	道徳
-------	----

」に改め、同様式第7項中

「

体	育						
特別の教科道徳							

」を

「

体	育						
特別の教科道徳							

」に

改め、同様式第8項中

「

外	国	語			
特別の教科道徳					

」を

「

外	国	語			
特別の教科道徳					

」に

改める。

附 則

この規則は、令和元年 月 日から施行する。